

* 令和4年10月時点の情報であり、今後の議論において変更する可能性が高い

I 計画期間について

- 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、以下のとおりとされている

- ・ 計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が福祉計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和4年度中に結論を得る。

- 社会保障審議会障害者部会（第133回、令和4年10月開催）において、以下のとおり、対応方針（案）が示されている

- ・ 基本指針を元に作成する福祉計画の期間は、委員のご意見を踏まえ、3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしたい。
- ・ ただし、国の指針を改定した時点において、地方自治体が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化するものとする。

- このことから、本市においては、「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」に係る計画期間は、令和6年度～令和8年度までの3年間とします
- また、次期障害者計画についても、令和8年度を「中間見直し」の年度とします。
中間見直しにあわせて、「第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画」の性格を持つ内容も作成します

* 令和4年10月時点の情報であり、今後の議論において変更する可能性が高い

Ⅱ 基本指針の見直しのポイント（案）

- 社会保障審議会障害者部会（第133回）において、以下の点を見直しのポイントとして例示されている（一部を抜粋）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等の支援が行き届きにくいニーズに対する活動指標の設定
- ・ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実、地域生活への移行・継続を支援するサービス提供体制の整備促進

② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 都道府県は医療計画との整合性に留意したうえで計画を策定することを、基本指針に盛り込む

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の創設などをふまえた基本指針の見直し
- ・ 障害者の就労支援の状況把握、関係機関と連携した取組

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・インクルージョンの推進
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
- ・ 医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・ 聴覚障害児の早期支援の推進

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニングやペアレントメンター等の発達障害者等の家族に対する支援体制の充実

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 現行の成果目標の見直し
- ・ 「地域づくり」に向けた自立支援協議会の機能を、より実効性のあるものとするための成果目標の項目の追加

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 令和4年度から義務化された虐待防止委員会の設置等について、行政の各種研修等における指導助言の徹底
- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 障害福祉サービス等の質に係る評価の仕組みの検討という方向性をふまえた、その仕組みの普及・啓発を基本指針に盛り込む

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ 事務負担の軽減、業務の効率化及び職場環境の整備の推進

⑪ よりきめ細かい地域ニーズをふまえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ データに基づいた地域の障害福祉の状況把握と地域に応じた質の高いサービス提供体制の構築の必要性

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」をふまえた障害特性に配慮した意思疎通支援